

Q:どうやって区域は決めたの？

## 土砂災害警戒区域(イエローラーン)の決め方

- 急傾斜地(傾斜度 30度、がけ高 5m以上)  
・急傾斜地の下端からがけ高の2倍(50mが上限値)の区域

- ・急傾斜地の上端から水平距離が 10m以内の区域

- 土石流(土石流のおそれのある渓流)  
・谷出口から下流の勾配が 2度以上の区域

- 地すべり(地すべり区域)

Q:指定されたらどうなるの？

## 土砂災害警戒区域(レッドゾーン)の決め方

- 土石流やがけ崩れによる土砂流出の規模を過去の災害事例をもとに現地の地形形状等から調査します。その土砂流出の力を計算出し、建築物が損壊する区域(人命に著しい危害が及ぶおそれのある区域)を決定します。

●その区域の警戒避難体制が整備され、土砂災害ハザードマップ等が作成配布されます。

●建築等の規制はありませんが、宅地建物取引業者は売買等にあたり土砂災害警戒区域内である旨の重要事項の説明が義務付けられます。(宅地建物取引業法第35条)



Q:工事はしてもらえるの？

- 土砂災害警戒区域等の指定は工事をするためのものではありません。工事は危険度の高いところから実施していきます。土砂災害などの危険な状況を発見したら県や市町村役場へ御連絡ください。

## 土砂災害防止に向けて

●インターネット、携帯電話でどこかが土砂災害の危険性が高いか詳しい情報を提供しています。

県ホームページ提供情報

●大雨警報発令後に土砂災害の危険性が高まったとき、新しく「土砂災害警戒情報」がテレビ、ラジオを通じて発表されることになりました。(H20.2)

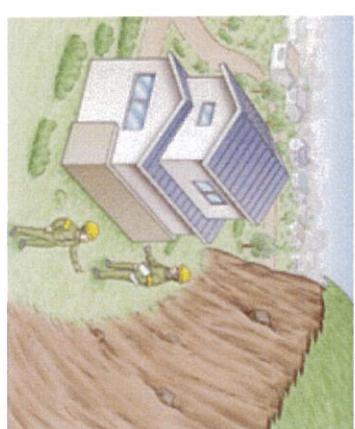
●「土砂災害警戒情報」が発表されれば、家の近くに土砂災害警戒区域などかけや谷が近くにある場合、土石流やがけ崩れが起きやすくなっています。

●すぐに避難できない場合でも、山から離れた安全な建物や2階の部屋に移いましょう。

●インターネット、携帯電話でどこかが土砂災害の危険性が高いか詳しい情報を提供しています。

携帯電話アドレス  
<http://tottori.bosai.info/mobile/>

- 建築物の構造が規制される。(土砂災害防止法23条、24条)  
・建築物の損壊を防ぐために、土砂流出等が建築物に及ぼすかに対し安全な構造が必要となる。  
・建築確認申請が必要となる。  
・特別警戒区域内で新築・増築等をする場合は建築確認の制度が適用される。  
(リフオームは対象外です。建築士などに御相談ください。)  
→敷地の半分以上が特別警戒区域外の場合には建築確認の必要なし。



あんしんトリピーメール(自動配信)  
気象・地震・津波情報  
防災・危機管理情報・通行止  
列車運延情報など)  
生活・健康情報(食中毒情報など)  
防犯情報  
<登録アドレス>  
次のアドレスに、件名・本文を入れずにメールを送信します。  
<http://tottori.bosai.info/>

- 住宅分譲地や学校、病院、社会福祉施設などを建てるための開発は、県の許可が必要になります。
- 造成等の開発にあたり土砂災害を防止するための対策工事が必要となります。(土砂災害防止法第9条)
- 著しく危険な場合には、県が移転等の勧告を行う場合があります。(土砂災害防止法第25条)
- 宅地建物取引業者は、県の開発許可を受けなければ売買等を行なうことができない等が義務付けられています。

(宅地建物取引業法第33条)

レッドゾーン内にお住まいの方が移転される場合には次のような支援措置があります。

- がけ地近接等危険住宅移転事業による補助(がけ近事業)  
住宅の移転・除去等に要する費用及び移転先住宅の建設又は購入のための費用の一部が補助されます。
- 住宅金融支援機構の融資  
移転の勧告を受けて、住宅を移転する場合には住宅金融支援機構の融資が受けられます。

レッドゾーン内でお住まいの方が移転される場合には次のような支援措置があります。

- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内の住宅建築補助制度  
住宅の建て替え又は増改築のための費用の一部が補助されます。

資料2

- 日ごろから土砂災害に関する心を持ち、地域のみなさまが一緒にになって危険箇所や避難経路などを確認しておきましょう。異常を発見された場合は、近づいたりせず、市町村役場や県の総合事務所へすぐ御連絡ください。